

市町村における保育の実施事務等に対する指導監査の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
第 1 児童福祉行政 事務処理体制	児童福祉行政主管課の業務体制が適切か。 ア 児童福祉行政主管課の業務処理体制が適切か。 イ 内部組織相互間における連携がとられているか。 ウ 児童福祉施設に対する指導が適切に行われているか。 エ 関係機関等との連携が適切に行われているか。
第 2 保育の実施の 確保	(1) 要保育児童（数）等が適切に把握されているか。 ア 保育の実施条例の制定及び運用が適切に行われているか。 イ 保育所等の情報提供の方法、内容等が適切に行われているか。 ウ 学齢前児童及び要保育児童数の把握が適切に行われているか。 (2) 保育所の適正配置等が行われているか。 ア 保育所の配置状況が適切であるか。 イ 定員見直し、統廃合等が適切に行われているか。 ウ 認可外保育所等関連施設の把握が適切に行われているか。 (3) 「保育における質の向上のためのアクションプログラム」に基づき保育の質の向上に係る行動計画を策定するなど、保育の質の向上に適切に取り組んでいるか。
1 要保育児童の把握状況	
2 保育の実施事務 処理状況	保育の実施事務処理が適切に行われているか。 ア 保育所入所手続（申込窓口（保育所の代行を含めて）申込書、申込時期保育の実施期間、入所承諾書の交付等）が利用者の利便に配慮しているか。 イ 入所申込書の受付から入所決定までの事務処理が迅速に処理されているか。 ウ 希望した保育所への入所のため、入所の円滑化に努めているか。 エ 入所の選考（選考する場合の条件・選考基準の制定・内容・公表）が適正に行われているか。 オ 「保育に欠ける状況」の確認が適正に行われているか。 カ 待機児童の解消等に向けた適切な対応、低年齢時（0～2歳）の入所状況を適切に把握し、これらに対する対応計画を立案しているか。 また、開所・閉所時間、育休・産休明け保育・途中入所等の保育需要に対応しているか。 キ 広域入所を行っているか。関係市町村との連絡調整等が行われているか。
3 保育所運営費の 事務処理状況	(1) 支弁対象児童の把握等の状況が適切に行われているか。 (2) 公定価格の設定、通知等が適切に行われているか。 (3) 支弁台帳（総括表、施設表）の記載が適正に行われているか。 (4) 運営費の支弁（時期、各種加算費（特に処遇改善等加算の設定、額の算定等）、額の算定、支払方法等）が適正に行われているか。 (5) 同一世帯内の扶養義務者の把握、その課税確認（特に住宅取得控除）、減免の方法が適正に行われているか。 (6) 保育料の徴収方法等が適正に行われているか。 (7) 運営費の精算（実支出額、支弁額、徴収金基準）が適正に行われているか。 (8) 保育児童に関する台帳等の関係書類が適正に整備・保存されているか。